

## 2023 年度最低賃金および祝日の決定

2022 年 11 月 11 日

One Asia Lawyers カンボジア事務所

日本法弁護士 吉田 重規

カンボジアにおいては、毎年、次年度の最低賃金額および祝日が法令により定められています。2023 年度（1 月から 12 月）について、下記の通り決定されました。

### 1. 2023 年度 縫製産業最低賃金の決定

2023 年度の縫製産業を対象とした最低賃金は、月額 200US ドル（使用期間は 198US ドル）とされました（2022 年 9 月 21 日付け労働省令 247 号）。

カンボジア実務においては、最低賃金は、縫製産業のみを対象として法定されています（もっとも、実務上は製造業を中心にその他の産業にも影響があります）。また、地域による差異はなく全国一律です。

毎年、政府・使用者・労働者の代表からなる最低賃金諮問委員会における議論を経て、労働省令により定められます。

コロナ禍の 2020 年・2021 年において最低賃金の引上げが 1%程度に抑えられていたこと、来年 7 月に 5 年に一度の下院選挙を控えていることなどから、事業者からは大幅な引き上げの懸念の声もありましたが、2022 年度の 194US ドル（試用期間 192US ドル）から 3.1%程度の上昇にとどまりました。

### 2. 2023 年度 祝日の決定

カンボジアにおいて、祝日は毎年政令により定めるとされます。2023 年度の祝日が下記の通り決定されました（2022 年 8 月 22 日付け政令 166 号、同 9 月 7 日付け労働省令 243 号）。

1月1日	インターナショナルニューイヤー
1月7日	虐殺政権からの解放の日
3月8日	国際女性の日
4月14日、15日、16日	クメール正月
5月1日	国際労働者の日
5月4日	仏誕節
5月8日	王室始耕祭
5月14日	シハモニ国王誕生日
6月18日	モニク前王妃誕生日
9月24日	憲法記念日
10月13日、14日、15日	プチュン・バン(お盆)
10月15日	ノロドムシハヌーク前国王記念日(命日)
10月29日	シハモニ国王即位記念日
11月9日	独立記念日
11月26日、27日、28日	水祭り

前提として、2021年労働法改正により、週休(通常は日曜日)と祝日とが重複する場合における振替休日の付与義務は撤廃されています(上記合計21日中、8日が日曜日)。また、10月15日は重複して二つの祝日が定められていますが、同日についても振替休日等は付与を要しない趣旨と考えられます。したがって、合計21日を定めていますが、週休を日曜日としている企業の場合、実質は年間12日となります。

以上

---

#### One Asia Lawyers

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセスしやすく、効率的なサービスを提供しています。この記事に関するお問い合わせは、弊所ホームページ：<https://oneasia.legal>、または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。